

令和7年度大韓民国訪問業務委託仕様書

1 業務名称

令和7年度大韓民国訪問業務委託

2 目的

全国知事会として大韓民国で開催するプロモーション及び日韓知事会議等に参加し、本県と大韓民国との交流促進等につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

4 業務内容等

県及び北東北三県・北海道ソウル事務所と調整の上、以下の手配等を行うこと。

(1) 日程

令和7年11月10日（月）から11月13日（木）まで

※ 詳細の行程表（予定）は別紙のとおり。

(2) 訪問団の構成

県職員等8名程度

(3) 業務内容

ア 専用車の手配に関すること（運転手及び全行程にガイド（1名、日本語対応）を付けること。）

月日	運行地域	想定乗車人数 （運転手及びガイドを除く。）
11月10日（月）	【ソウル特別市】 金浦空港→市内ホテル 4時間拘束	5名
11月11日（火）	【ソウル特別市】 市内ホテル→韓国プレスセンター→在大韓民国日本大使公邸→ソウル特別市内→市内ホテル 12時間拘束	7名
11月13日（木）	【仁川広域市→ソウル特別市】 仁川広域市内→ソウル特別市内→金浦空港 8時間拘束	9名

※ 手配する車両は、想定乗車人数が十分に余裕をもって乗車できる車両とし、スーツケースの積込み（11/10は5個、11/11は無し、11/13は6個）を想定すること。

※ 有料道路通行料や駐車場代等も含まれるものとする。

イ 知事専属通訳の手配に関すること

月日	都市	言語	想定拘束時間	人数
11月11日（火）	ソウル特別市	日本語 ⇄ 韓国語	12時間	1名
11月13日（木）	仁川広域市 ソウル特別市	日本語 ⇄ 韓国語	8時間	1名

※ 政府関係者等の要人が参加するレセプションや会議、メディア対応等の経験が豊富で、専門的知識を有する者とする。

※ 移動にあたっては、専用車同乗を想定すること。

ウ 大韓民国での県産品（大韓国内で流通し、調達できるものに限る。）等の調達に関すること。

（ア）調達する県産品等

- ・ 岩手県産日本酒（720ml、10 銘柄× 1 本を想定）
- ・ 岩手県産お菓子（個包装で 170 個程度、回進堂「岩谷堂羊羹 ひとくち」又は同等品）

- ・ その他プロモーション対応にあたり発注者が必要と認めるもの
- (イ) 納品先
北東北三県・北海道ソウル事務所 (서울 중구 삼일대로 308 조양빌딩본관 201 호)
- (ウ) その他
 - ・ 県産品は、県から提示する輸入会社リストを参考に、現地の小売店等から購入して納品すること。
 - ・ 調達する具体的な県産品や納入時期等は、県と協議の上、決定すること。
 - ・ 県産品の効果的な PR に資するものとするため、(ア) の調達額 (実費) は 15 万円程度を目安として調達することとし、契約書第 1 第 3 項により、精算するものであること。

エ 国内での県産品の調達に関すること。

- (ア) 調達する県産品
岩手県産工芸品 (90 枚、(有)小野染彩所「コースター 角型」又は同等品)
- (イ) 納品先
岩手県政策企画部政策企画課 (盛岡市内丸 10 番 1 号)
- (ウ) その他
調達する具体的な県産品や納入時期等は、県と協議の上、決定すること。

オ その他

上記ア～エについては、予約及び支払業務を行うこと。

(4) 報告書の作成

業務の内容を取りまとめた報告書データ (A 4 判・様式任意) を作成し、県に提出すること。また、現地で撮影した写真データもあわせて提出すること。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先 (商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して予め文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
- ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。